

下水道使用料の改定を 検討しています(第2回)

今回は、6月号に続いて、5月19日及び7月7日に開催した下水道事業審議会(会長 やまざき のり お 山崎 紀男)の検討状況をお知らせします。

本審議会の委員からは、汚水処理費をその利用者が負担する「汚水私費の原則」や「市民生活への影響」などさまざまな視点から意見がありました。



- 収入不足分を補てんする財源に下水道未利用者の税金が入っている。下水道未利用者の方は疑問に思うのでは？
- 今、値上げしないと負担の先送りにならないか？

市税などで補てん



収入不足分
約3割

汚水処理費

下水道使用料
約7割

- コロナ禍での値上げなら、市民生活への影響を考えた方がいいと思う。
- 近隣市町よりも高い使用料では、市民の理解が得られないのでは？
- 収入不足分を企業などの大口利用者に対する値上げで解消しようとする、企業が白岡から移転してしまうのでは？



検討の結果

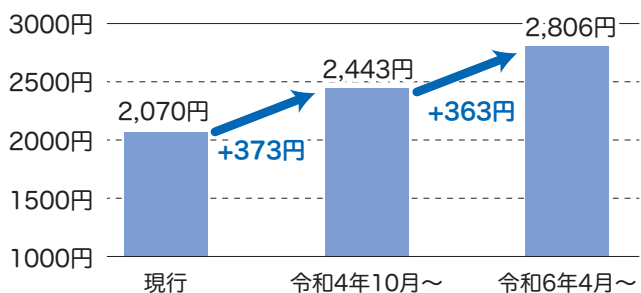
- 経費回収率100%に向けて改定する。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市民生活への影響を考慮し、段階的に改定する。

改定率(案) 令和4年10月～ 11.9% → 令和6年4月～ 14.3%

※改定率は、算定期間内における使用料全体の改定率。各単価の上昇率とは異なります。

- 小口・中口・大口の各利用者は同等の負担増とする。

使用料改定案 1か月20m³の下水道使用料案(税込)



(現行の水道料金を合わせたもの) 単位: 円

	下水道 使用料	水道料金	合計	2か月分 の合計
現行	2,070	2,783	4,853	9,706
令和4年10月～	2,443	2,783	5,226	10,452
令和6年4月～	2,806	2,783	5,589	11,178

※水道料金は、現行の水道料金口径13ミリで算定

今後、審議会の検討結果のまとめ(答申)をお知らせします。

問合せ 経営課 0480(92)1304